

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
会計関係法令に規定されている以外に、クレジットカード決済による支払いを規制する規則や運用は無い。	クレジットカードによる決済は行っていない。	C	-	個々の支出における公私の区別、支出の管理の徹底、カードの紛失やカード情報流出の危険性、さらに途上国などにおけるカード利用の限界等に鑑み、クレジットカードの利用を一律に導入することは困難。		zA100001	全庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入[新規]	5053	5053A160	1	(社)日本経済団体連合会	160	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入[新規]	省庁における決済業務電子化の一環として、現在、経済産業省が実験的に導入している出張、会議開催などにおけるクレジットカードの活用を進め、コーポレートカードや購買カードの本格導入に向けた検討を進めるべきである。		省庁の決済業務において、民間事業者のノウハウを活用したクレジットカードや購買カードを活用することによって、業務の簡素化、コスト削減、会計の透明性向上などが期待される。	現在、経済産業省において、出張、会議開催用としてコーポレートカードが実験的に導入されている。
会計関係法令に規定されている以外に、クレジットカード決済による支払いを規制する規則や運用は無い。	クレジットカードによる決済は行っていない。	C	-	個々の支出における公私の区別、支出の管理の徹底、カードの紛失やカード情報流出の危険性、さらに途上国などにおけるカード利用の限界等に鑑み、クレジットカードの利用を一律に導入することは困難。		zA100001	全庁	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A003	1	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	3	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払を行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前改定案に対し御座より「出張に係る経費については、厚生労働省においても個人所有のカードをもって精算している事例はあるところである。要望の届が出発者に対してクレジットカードを交付し、そのカードで決済することは、使用にあたっての公私混同の問題、カード決済が出来ない経費(バス代等)についての事務の複雑化などの問題があることから現状では困難であると考え、なお、物品購入については、受発注発行及び支出の徹底、支出に関する書類が必要ことから現行の法制度では困難である。この問題をいただきたい。多くの銀行において既に実用済みであり問題が生じていないことから、公私混同や事務の複雑化の問題はないものと考え、物品購入についても現行制度内で既に実施している省庁もあることから、確認や関係の問題はクリア可能と考え、このため、御座においても導入をお願いしたい。	
会計関係法令に規定されている以外に、クレジットカード決済による支払いを規制する規則や運用は無い。	クレジットカードによる決済は行っていない。	C	-	個々の支出における公私の区別、支出の管理の徹底、カードの紛失やカード情報流出の危険性、さらに途上国などにおけるカード利用の限界等に鑑み、クレジットカードの利用を一律に導入することは困難。		zA100001	全庁	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	5103	5103B002	1	株式会社オーエムシーカード	2	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	官公庁の経費及び購買決済に関し、その簡素化、省力化、処理コストの削減、会計の透明性を図る目的で、電子化された支払インフラを導入するためにノウハウを有する民間業者がそのインフラを提供する		官公庁の一般経費及び購買決済に関し、その簡素化、処理コストの削減、会計の透明性を図ることに寄与できるクレジットカード決済の導入	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
会計関係法令に規定されている以外に、クレジットカード決済による支払いを規制する規則や運用は無い。	クレジットカードによる決済は行っていない。	C	-	個々の支出における公私の区別、支出の管理の徹底、カードの紛失やカード情報流出の危険性、さらに途上国などにおけるカード利用の限界等に鑑み、クレジットカードの利用を一律に導入することは困難。		ZA100001	全府省	公務員経費のカード決済	5109	5109B007	1	株式会社オリエンコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	7	公務員経費のカード決済		事務の合理化	公務員等の出張その他の公務による代金を簡易な方法決済する	
外務省設置法第4条第13項、出入国管理及び難民認定法第6条第1項	中国人等に対しては入国に際し査証が必要である。	C		一般に短期滞在査証の免除は、二国間の人的交流の促進に加え、犯罪対策、出入国管理等の観点から総合的に検討判断を行っている。なお、個別の来日の目的によって短期滞在査証免除を実施することは困難であるが、短期滞在に係る査証発給の迅速化については標準処理期間(5日)の設定などに既に取り組んでおり、引き続き努力してまいりたい。		ZA100002	警察庁、外務省	技術者等の入国規制緩和	5034	5034A014	1	(社)関西経済連合会	14	技術者等の入国規制緩和	中国をはじめ日本に入国する際に規制を受ける国であっても、来日の目的が研修、技術会議、設備・装置の確認等であることが確認できる技術者の場合、ビザを不要としてほしい。また、その際の手続き・承認等にかかる時間を短縮できるよう、諸々の整備をお願いしたい。		ジャストインタイム、必要とされる時間に来日が可能となれば、スケジュール組みに自由度が得られ、仕事効率も向上し、時間管理、効率活用、信頼等のため	
出入国管理及び難民認定法				現在は専門的・技術的分野とは評価されていない分野における外国人労働者の受け入れについては、国民生活に与える影響を勘案し、総合的な観点から検討する必要がある。		ZA100003	外務省 厚生労働省 法務省 警察庁	中国を始め東南アジアからのサービス産業従業員の入国規制緩和	5034	5034A015	1	(社)関西経済連合会	15	中国を始め東南アジアからのサービス産業従業員の入国規制緩和	現在フードサービス業に従事する人口は400万人を超える状況ですが、特に若者がIT関連分野に転職するものも多く、全体的に人手不足であり、今後の少子化を含め重要な問題である。就労査証の発給緩和を求める。		調理分野・サービス分野の労働者の人口管理規制を緩和して欲しい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
外務省設置法第4条第13項	中国人に対しては入国に際し査証が必要である。	d		日中間の経済交流の促進に資するため、中国人に対しては、一定基準を満たす日系企業関係者、IT関係者等に対し数次査証を発給しており、また、標準処理期間を5日に設定する等の措置をとっているところであるが、今後とも可能な範囲で発給要件の緩和を検討していく所存である。		ZA100004	中国人に対する査証の発給緩和：外務省 警察庁	ワーキングビザ及び観光ビザ発給の緩和	5034	5034A016	1	(社)関西経済連合会	16	ワーキングビザ及び観光ビザ発給の緩和	ワーカー不足傾向は明らかであり、FTA結みの対フィリピンワーカーへのワーキングビザ発給等の緩和が望まれる。又、中国人に対するビザ発給も実質的に様々な規制があり取引に支障がある。中国人に対する査証発給の緩和を求める。		要望内容の通り	
出入国管理及び難民認定法						ZA100005	就労査証の発給緩和：外務省 法務省 厚生労働省 警察庁	ワーキングビザ及び観光ビザ発給の緩和	5034	5034A016	2	(社)関西経済連合会	16	ワーキングビザ及び観光ビザ発給の緩和	ワーカー不足傾向は明らかであり、FTA結みの対フィリピンワーカーへのワーキングビザ発給等の緩和が望まれる。又、中国人に対するビザ発給も実質的に様々な規制があり取引に支障がある。		要望内容の通り	
外務省設置法第4条第13項、出入国管理及び難民認定法第6条第1項	現在、計62の国・地域に対して短期滞在査証免除を実施している。	c		一般に短期滞在査証の免除は、二国間の人的交流の促進に加え、犯罪対策、出入国管理等の観点から総合的に検討し、個別に判断を行っており、個別の来目的の目的によって短期滞在査証免除を実施することは困難であるが、短期滞在に係る査証発給の手続きの簡素化、迅速化については既に取り組んでおり、引き続き努力してまいりたい。		ZA100006	外務省 警察庁(短期滞在査証の免除)	外国人旅行者に対する査証手続きの緩和	5048	5048A009	1	東京都	9	外国人旅行者に対する査証手続きの緩和	観光目的で来訪する旅行者に対しては、一定条件(出入国管理及び難民認定法別表第一に掲げる「短期滞在」の場合、往復予約済航空券を所持している場合等)の下での査証の免除を行うこと、(令和万博期間中における、韓国及び台湾から観光目的で来訪する旅行者に対する一時的な査証免除については、期間終了後も継続し、将来的にはその恒久化を図ること。		日本を訪れる外国人旅行者は、日本人海外旅行者の4分の1に過ぎなかったという状況に対し、都は、千客万來の世界都市・東京の実現を目指して、「東京都観光産業振興プラン」を策定し、外国人旅行者を増加させるための具体的な施策を展開している。今後、外国人旅行者数の拡大を図るためには、不便を来たしている現在の査証制度を改善することが必要である。短期滞在査証の免除を求める。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
						zA100007	法務省 警察庁 外務省	来日外国人・組織犯罪の防止	5048	5048A010	1	東京都	10	来日外国人・組織犯罪の防止	在留資格審査の一層の厳格化を図るとともに、既にアメリカで実施されているバイオメトリクス(生体認証技術)を活用した入国審査の実施など、早期に入国審査を厳格化すること。	退去強制した不法滞在者の水際での再入国阻止などによる来日外国人犯罪の抑止	- 出入国管理法の改正により、在留資格取消制度の創設や不法残留罪の罰金額上げが行われ、不法滞在者に対する取締りは一定の措置が講じられた。 - また、バイオメトリクスを含めた入国審査の厳格化についても、平成18年の通常国会に法案を提出する方向で検討中とのことであり、一定の評価はできる。 しかしながら、不法入国の手法が、より悪質・巧妙化している状況下、一日も早い入国審査の厳格化を求める。	
出入国管理及び難民認定法				研修・技能実習期間の伸長及び研修・技能実習生の受け入れ人数の緩和については、研修・技能実習生の技術レベルの向上及び人材育成を通じたさらなる国際貢献の観点から前向きに検討する必要がある。なお、研修・技能実習制度を悪用する事例も見受けられることから、十分慎重に対応することが不可欠である。		zA100008	法務省 警察庁 厚生労働省 外務省	外国人研修・技能実習制度の見直し(1)	5053	5053A032	1	(社)日本経済団体連合会	32	外国人研修・技能実習制度の見直し(1)	過去数年に亘り研修生・技能実習生の受け入れ実績があり、かつ不正行為等な適正な運営を行っている企業を優良事業者として認定し、一定の要件のもと、最長期間を5年に延長し、受け入れ人数を緩和するべきである。現地の技能者を多能工として育成する必要性が生じていることから、企業単独型であれば技能実習移行職種の認定を簡略化し、その組み合わせ企業も可能にするなど、企業実態にあわせて現行制度を柔軟に見直すべきである。もしくは、海外現地法人の初級研修監督者クラスの人材が日本国内で長期間(3年前後)の実務研修を行なうことを可能とするよう在留資格を整備すべきである。	今日の急速なグローバル化の進展と技術や業務連携の革新・複雑化に伴い、多くの外国人が高技能、日本国内で実務研修を行なう必要性が生じている。また、海外からの技能実習生を多量に受け入れて日本国内で育成するべきである。現行制度は単一の職種という考えが強く、多能工とは対応できていない。技能実習生によって身につけた単一の技能では、国内で現地法人で活かすことができない。技能実習生が身につけた多能工の技能を、現地の企業に還元し、国内の企業に活用させることにより、国内の企業も多能工の人材を確保することができる。また、海外現地法人の初級研修監督者クラスの人材が日本国内で長期間(3年前後)の実務研修を行なうことを可能とするよう在留資格を整備すべきである。	外国人研修・技能実習生制度については、財団法人国際研修協力機構(JITCO)が中心となり、「技能実習制度推進事業運営基本方針」に沿って運営されている。研修期間は技能実習と合わせて最長3年。受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%(中小企業特例あり)となっており、技能実習移行対象職種は62職種114作業に限定されている。技能実習を行う際、当該職種の作業はJITCOの指導により全労働時間の6割以上でなければならない。	
出入国管理及び難民認定法				非実務研修、実務研修及び技能実習の期間については、画一的に対応するのではなく、職種によっては各々の期間を短縮したり長期化したりする場合も考えられるので、その実態に即した在留資格の創設を検討する必要がある。但し、研修・技能実習制度を悪用する事例が見受けられることから、本制度の適正な実施の観点から十分慎重に対応する必要がある。 技能実習のサービス業等への対象職種の拡大については、送出国及び受け入れ企業のニーズ、国内の労働市場に及ぼす影響等を検証したうえで十分慎重に検討する必要がある。		zA100009	法務省 警察庁 厚生労働省 外務省	外国人研修・技能実習制度の見直し(2)【新規】	5053	5053A033	1	(社)日本経済団体連合会	33	外国人研修・技能実習制度の見直し(2)【新規】	外国人技能実習制度に関する在留資格の創設等 同制度における非実務研修、実務研修、技能実習の期間等について実態性を考慮し、技能実習を前提として在留する外国人については、在留期間を過ぎた新たな在留資格を創設すべきである。例えば、新たな在留資格の下では、半年の研修と2年半の技能実習や中留で一定の研修を終了した場合には必要な研修期間の短縮と技能実習期間の長期化を可能とする。技能実習の対象職種の拡大 技能実習の対象職種は、現在、その大半が製造業に係る職種であるが、サービス業を含め製造業と同等に高いニーズがあり、わが国において優れた知見・技術が蓄積されている分野等(例えばチャーム開発されている各種サービス事業等)について対象職種を拡大すべきである。 受け入れ企業・技能実習生双方のニーズに基づき在留資格の変更	(具体的内容 右下の続き) 研修生から技能実習生への移行者が2万人を超える等(2003年)、本制度がわが国および開発途上国において欠かせない制度となった。今、研修・技能実習制度を適正かつ円滑に推進し一層充実させていくためには、運用の適正化とともに、制度自体の見直しも併せて行う必要がある。なお、日インドネシアEPAの協定において、インドネシア側からも、同制度の見直しについて、研修期間における待遇の改善、技能実習対象職種の拡大、実習後の就労等への要望が寄せられている。	現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」、(生活実費として研修手当を支給)と2年間の「技能実習(労働対価として賃金を支給)」の最長3年間で構成される。技能実習の対象職種は、技能実習の対象となる62職種114作業に限定されている。また、技能実習終了後の就労は認められていない。2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、同制度の見直しとして、技能実習に係る在留資格の創設・実務研修中における法的保護の在り方、国際貢献に資する観点からの技能実習の対象職種の幅広い見直し、等が指摘されている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
外務省設置法第4条第13項、出入国管理及び難民認定法第6条第1項	韓国人に対しては本年3月1日より9月30日まで短期滞在査証免除を実施している。	b		韓国に対する短期滞在査証免除については、現在実施されている査証免除の実施結果及び我が国における犯罪状況等を踏まえて総合的に検討する考えである。		ZA100010	外務省 警察庁	韓国に対する商用・観光ビザの免除(新規)	5053	5053A111	1	(社)日本経済団体連合会	111	韓国に対する商用・観光ビザの免除(新規)	韓国を商用・観光ビザ免除国に含めるべきである。具体的には、現在、「愛・地球博覧会」の開催に伴い9月30日まで暫定的に採用されている韓国への商用・観光ビザ免除措置を恒久化すべきである。		外国人旅行者を対象とした観光は、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」に見られるように国の発展としても重要な意味をもち、また地域活性化の手段としても注目すべきである。 特に、アジア諸国からの観光客は今後も増加が見込まれるが、アジア諸国で現在、査証無効化が実施されているロシア、トルコ、インド、タイのみならず、査証免除対象国を増加させていくべきである。 特に、韓国については、現在日本に対する入国者の数が多い国が韓国であり、規制緩和が日本の経済の成長に資する見込みがあること、韓国は日本人に対して査証免除措置を行っていること、両国が長年にわたる友好関係に基づき、査証免除措置の恒久的な実施を促すこと等を踏まえ、積極的に実現すべきである。	2005年3月現在、わが国は59カ国に対して商用・観光ビザを免除しているが、その中に韓国は含まれていない。
平成13年12月17日付平成13・12・14中庁第2号及び平成16年3月経済産業省よりの「債権譲渡禁止特約の解除範囲拡大の御依頼」	契約書に記載の債権譲渡の禁止条項に、必要に応じて債権譲渡禁止特約のただし書きを設けている。	c	-	無制限な債権の譲渡は、国の債務権利関係を複雑化し(債主が特定できなくなる)、過剰な負担を生じせしめる可能性があるが、外務省としては、全庁で統一した対応がされるのであれば、検討可能。		ZA100011	全庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	5053	5053A143	1	(社)日本経済団体連合会	143	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方自治体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、事前承認手続を大幅に簡素化する、債権譲渡に対する取扱を統一する)を策定することが求められる。地方公共団体に關しても同様の取扱いが求められる。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁・地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては、譲渡を認めない特約の廃止に先んじては債権譲渡禁止特約の適用の例外とする等、企業における債権譲渡を活用した資金調達の実現・促進が図られている。しかし、省庁による対応のバラバラ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。
出入国管理及び難民認定法		-	-	我が国の活力を維持するという観点から、国内の労働力の活用を図りつつも、専門的、技術的分野において外国からの人材受け入れを促進することが必要と考えられており、外国人の優秀な人材を受け入れるための環境を一層整えていくことが重要である。		ZA100012	法務省 厚生労働省 警察庁 外務省	外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人受け入れに係る在留資格の早期整備	5053	5053A214	1	(社)日本経済団体連合会	214	外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人受け入れに係る在留資格の早期整備	政府は上記閣議決定に従い、短期早期に必要な在留資格を整備すべきである。その際、事業活動の促進を促した実質的かつ柔軟な要件設定を行い、わが国企業、外国企業ともに過度な負担を課すことのないようであり、在留期間について種別を定めることに加え、既に労働基準法令等の適用に際しては、外国企業がわが国に本店、支店、その他の事業所を有しない場合には、在留資格「企業内転勤」に該当せず、また、わが国企業に当該外国人の間に契約が締結されていない場合は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の要件も満たさなくても、在留資格「短期滞在」では、在留期間が90日以内とされていることから長期にわたり滞在することはできない。		わが国企業と、わが国に本店、支店、その他の事業所がない外国企業が一定の契約を締結し、間接的履行するたの当該外国企業に属する専門的・技術的分野の外国人を一定期間が国内に受け入れる必要が高まっているが、このような高度人材がわが国に滞在し必要な業務を行うための在留資格が整備されていない。2005年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進」が実現した「計画(改定)」では、当分の間年度の計画に基づき、わが国企業と海外の企業との間で、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の要件も満たさなくても、在留資格「短期滞在」では、在留期間が90日以内とされていることから長期にわたり滞在することはできない。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
出入国管理及び難民認定法		-	-	専門的、技術的分野の人材の受入れに積極的に取り組むべきと考えており、看護士・介護士等新たな分野での受入れを行う場合には、諸般の事情を考慮し、受入体制について万全の準備を行うべきである。		zA100013	法務省 厚生労働省 警察庁 外務省	外国人の介護分野での在留資格の整備【一部新規】	5053	5053A215	1	(社)日本経済団体連合会	215	外国人の介護分野での在留資格の整備【一部新規】	介護福祉士の資格取得者や外国における隣接職種の資格者で一定の日本語能力を有する者等については、当該分野に関わる新たな在留資格を設け、わが国における介護分野での就労を認めるべきである。更には、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環として、一定の日本語能力を有する者がボーンヘルパー等の初級資格を取得してわが国で就労すること認めるとともに、これら資格を取得できるより厚生労働大臣等が指定した介護福祉士養成施設や訪問介護員養成研修事業者が日本語教育ならびに日本語の研修を実施する分校を海外で設置できる制度を設けることを検討すべきである。		介護は、少子化、高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると思われる分野であり、わが国の介護サービスの確保・充実の観点から、海外より優秀な人材を安易に受け入れることが重要である。今後の社会情勢は、たゞわが国で専門的・技術的分野とみられないかた介護分野での外国人の就労の道が開かれたことで、その第一歩として評価できる。しかし、わが国が介護サービスの確保・充実の観点から、日本企業において設置した施設に限らず、同分野での外国人受け入れの一環の促進に取り組むべきである。	2004年11月に日比経済連携協定が大筋合意に達したことにより、一定の要件を満たすフィリピン人の介護福祉士候補者の入国を認め、日本語等の研修修了後、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環としての就労(滞在期間の上乗せ)や、国家試験を受験後、国家資格取得者は介護福祉士として引き続き就労することが認められることとなった。同時に、日本語の研修修了後、試験を修了した者に介護福祉士の国家資格が付与されることとなる日本国内の養成施設へ入学する形も検討されていることとなった。しかし、具体的な受入れ人数については、日本側がフィリピン側と相談し決めること。また、わが国に在留資格も「特定活動」と暫定的な対応となっている。また、他の外国人については、たとえ介護福祉士の国家資格を得ても介護分野での就労を目的とした入国は認められていない。
出入国管理及び難民認定法		-	-	高度人材に対する在留期間の長期化については、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置を講じた上で、在留期間の上限を5年程度に引き上げることに検討すべきである。		zA100014	法務省 警察庁 外務省	高度人材に対する在留期間の長期化【新規】	5053	5053A216	1	(社)日本経済団体連合会	216	高度人材に対する在留期間の長期化【新規】	わが国経済社会の様々な分野で活躍する(あるいは活躍が期待されている)「高度人材」の受け入れをより一層促進すべく、わが国で長期かつ安定的に就労することを望む「高度人材」にとって阻害要因となっている最長3年の在留期間について、例えば在留資格「人文知識・国際業務」「技術」「投資・経営」等、総じて専門的・高度な(不特定多数に少くも一定の)「高度人材」については、在留期間を5年に延長すべきである。同時に、労働基準法の改正により2004年度から高度専門知識を有する者の有期労働契約期間が1年に延長されたこと等を踏まえ、これら高度専門知識を有する外国人が5年有期労働契約を締結しながらか就労する際は、その期間に合わせて在留期間を設定すべきである。		2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、専門的・技術的分野の外国人労働者に受け入れ促進を推進する「経済、文化、技術的な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、1回の許可で2年以上の在留期間を付与することとし、安定的に我が国で活動し、わが国社会の発展に貢献する人材を確保することを目指す」という方針を掲げ、専門的・技術的分野の外国人労働者の在留資格をより長期化するべきである。また、併せて高度人材に対する在留期間の長期化については、在留期間を5年に延長すべきである。同時に、労働基準法の改正により2004年度から高度専門知識を有する者の有期労働契約期間が1年に延長されたこと等を踏まえ、これら高度専門知識を有する外国人が5年有期労働契約を締結しながらか就労する際は、その期間に合わせて在留期間を設定すべきである。	出入国管理及び難民認定法では、現在、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。
出入国管理及び難民認定法		-	-	我が国の活力を維持するという観点から、国内の労働力の活用を図りつつも、専門的、技術的分野において外国からの人材受け入れを促進することが必要と考えており、外国人の優秀な人材を受け入れるための環境を一層整えていくことが重要である。		zA100015	法務省 警察庁 厚生労働省 外務省	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し【新規】	5053	5053A217	1	(社)日本経済団体連合会	217	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し【新規】	現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受け入れについて、内閣に必要ないしは、政府各府省として協議を先送りすることのないよう、労働市場を明確にし、上と下と可及的かつ迅速に連携していくべきである。当座、頭出し技能、の在留資格で認められる活動として、人財法第1条に定められている「雇用上の特種な分野に属する継続した技能を要する業務に従事する活動」をより広範(新設して)に「企業内転勤」の在留資格についても、上記見直しを進めつつ、現在認められている「技術」又は「人文知識・国際業務」に加え、「技能」の在留資格に該当する活動を適用する方向で検討すべきである。		現在、我が国の経済社会の様々な分野で活躍する(あるいは活躍が期待されている)「高度人材」の受け入れをより一層促進すべく、わが国で長期かつ安定的に就労することを望む「高度人材」にとって阻害要因となっている最長3年の在留期間について、例えば在留資格「人文知識・国際業務」「技術」「投資・経営」等、総じて専門的・高度な(不特定多数に少くも一定の)「高度人材」については、在留期間を5年に延長すべきである。同時に、労働基準法の改正により2004年度から高度専門知識を有する者の有期労働契約期間が1年に延長されたこと等を踏まえ、これら高度専門知識を有する外国人が5年有期労働契約を締結しながらか就労する際は、その期間に合わせて在留期間を設定すべきである。	現在、我が国の経済社会の様々な分野で活躍する(あるいは活躍が期待されている)「高度人材」の受け入れをより一層促進すべく、わが国で長期かつ安定的に就労することを望む「高度人材」にとって阻害要因となっている最長3年の在留期間について、例えば在留資格「人文知識・国際業務」「技術」「投資・経営」等、総じて専門的・高度な(不特定多数に少くも一定の)「高度人材」については、在留期間を5年に延長すべきである。同時に、労働基準法の改正により2004年度から高度専門知識を有する者の有期労働契約期間が1年に延長されたこと等を踏まえ、これら高度専門知識を有する外国人が5年有期労働契約を締結しながらか就労する際は、その期間に合わせて在留期間を設定すべきである。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
外務省設置法第4条第13項	数次査証の発給対象範囲等の公表等につき、平成17年度中に措置する。	b		数次査証発給対象者の範囲等については、各在外公館のホームページ等を通じ周知を図っていくとともに、査証発給体制の充実・強化により、適正かつ円滑な査証発給を行っていきたい。		za100016	外務省(数次査証発給範囲等の公表等)	短期滞在数次査証の緩和措置の徹底と円滑な実施等【新規】	5053	5053A218	1	(社)日本経済団体連合会	218	短期滞在数次査証の緩和措置の徹底と円滑な実施等【新規】	上記緩和措置に関し、各在外公館のホームページ(現地語、日本語、英語)や査証申請窓口等における周知・数次査証取得の奨励等の一層の徹底を図るとともに、査証発給体制の充実・強化により、緩和措置のより円滑な実施を図るべきである。 なお、短期滞在の一次査証の申請において、申請日の翌日から満期予定日までワーキングデーが日曜確保されない場合においても、例えば、申請者が数次査証の発給要件対象者などの場合には、審査の上で発給が間に合わない場合もあることを説明した上で、申請書の準備を踏まえた柔軟な受付を実施すべきである。		アジア諸国とわが国との経済関係の深化に伴い、これら両国で事業機会を創出するに資する人材の相互移動促進等の観点から、査証発給体制の充実・強化を図るとともに、査証発給体制の充実・強化により、緩和措置のより円滑な実施を図るべきである。 なお、短期滞在の一次査証の申請において、申請日の翌日から満期予定日までワーキングデーが日曜確保されない場合においても、例えば、申請者が数次査証の発給要件対象者などの場合には、審査の上で発給が間に合わない場合もあることを説明した上で、申請書の準備を踏まえた柔軟な受付を実施すべきである。	2008年1月より、短期滞在査証の発給体制が実施された。発給対象者の拡大(現地のワーキングデー)等により、緩和措置の徹底・強化を図るべきである。また、2009年9月1日より台湾修学旅行生に対する査証発給体制の充実・強化を図るとともに、査証発給体制の充実・強化により、緩和措置のより円滑な実施を図るべきである。
外務省設置法第4条第13項	査証審査については、申請に不備・疑義がない場合には、標準処理期間内に適切に処理している。	d		査証審査については、申請に不備・疑義がない場合には、標準処理期間(公館により異なるが5日より短いケースもある)内に適切に処理するように努めているところである。		za100017	外務省(査証申請受付の柔軟な運用)	短期滞在数次査証の緩和措置の徹底と円滑な実施等【新規】	5053	5053A218	2	(社)日本経済団体連合会	218	短期滞在数次査証の緩和措置の徹底と円滑な実施等【新規】	上記緩和措置に関し、各在外公館のホームページ(現地語、日本語、英語)や査証申請窓口等における周知・数次査証取得の奨励等の一層の徹底を図るとともに、査証発給体制の充実・強化により、緩和措置のより円滑な実施を図るべきである。 なお、短期滞在の一次査証の申請において、申請日の翌日から満期予定日までワーキングデーが日曜確保されない場合においても、例えば、申請者が数次査証の発給要件対象者などの場合には、審査の上で発給が間に合わない場合もあることを説明した上で、申請書の準備を踏まえた柔軟な受付を実施すべきである。		アジア諸国とわが国との経済関係の深化に伴い、これら両国で事業機会を創出するに資する人材の相互移動促進等の観点から、査証発給体制の充実・強化を図るとともに、査証発給体制の充実・強化により、緩和措置のより円滑な実施を図るべきである。 なお、短期滞在の一次査証の申請において、申請日の翌日から満期予定日までワーキングデーが日曜確保されない場合においても、例えば、申請者が数次査証の発給要件対象者などの場合には、審査の上で発給が間に合わない場合もあることを説明した上で、申請書の準備を踏まえた柔軟な受付を実施すべきである。	2008年1月より、短期滞在査証の発給体制が実施された。発給対象者の拡大(現地のワーキングデー)等により、緩和措置の徹底・強化を図るべきである。また、2009年9月1日より台湾修学旅行生に対する査証発給体制の充実・強化を図るとともに、査証発給体制の充実・強化により、緩和措置のより円滑な実施を図るべきである。
外務省設置法第4条第13項、出入国管理及び難民認定法第6条第1項	台湾住民に対しては本年3月11日から9月25日まで短期滞在査証免除を実施している。	b		愛知万博期間中の実施状況を踏まえ、問題がなければ、恒久的な査証免除を検討する考えである。		za100018	外務省 法務省	台湾修学旅行生等への査証の免除【新規】	5053	5053A219	1	(社)日本経済団体連合会	219	台湾修学旅行生等への査証の免除【新規】	現在、台湾住民の査証取得等に関し各種の緩和措置が講じられているが、同住民の日本への更なる観光誘致のためにも、短期滞在査証の免除措置が引き続き実施されるよう(少なくとも修学旅行生に対し)、関連法の改正も含め、所要の措置を早急に講ずるべきである。		現在、台湾住民の査証取得等に関し各種の緩和措置が講じられているが、同住民の日本への更なる観光誘致のためにも、短期滞在査証の免除措置が引き続き実施されるよう(少なくとも修学旅行生に対し)、関連法の改正も含め、所要の措置を早急に講ずるべきである。	2004年9月1日より台湾修学旅行生に対して査証発給免除措置が実施されている。また、二十五年日本閣僚委員会への外国人観光客の受け入れ促進に関する枠組みに基づき、愛知万博期間中(2005年3月11日～2005年9月25日)は、身分証明書がなくても台湾修学旅行生が短期滞在査証を申請する際に、査証発給が免除されることとなっている。なお、特別行政区(SAR)旅行者及び海外市民(OAC)旅行者(身分証明書がなくても)は、短期滞在査証を申請する際に、査証発給が免除されることとなっている。また、2009年9月1日より台湾修学旅行生に対して査証発給免除措置が実施されている。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
外務省設置法第4条第13項	査証発給対象地域を、北京市、上海市、広東省、天津市、山東省、浙江省、江蘇省、遼寧省の3市5省に限定。	a		本年7月25日より査証発給対象地域を中国全土に拡大することを決定済みである。		zA100019	外務省	中国人団体観光短期滞在査証の発給対象地域の拡大	5063	5063A001	1	長崎県	1	中国人団体観光短期滞在査証の発給対象地域の拡大	中国人団体観光短期滞在査証の発給対象地域は、北京市、上海市、広東省、天津市、山東省、浙江省、江蘇省、遼寧省の3市5省に限定されており、発給対象地域を中国全土に拡大してもらいたい。	現在、発給対象地域を限定していない国が40を超えている中で、日本は3市5省に限定しており、訪日観光客を増大させるにあたって大きな障害となっているため、発給対象地域を中国全土に拡大する。	発給対象地域を中国全土に拡大することにより、中国からの観光客が大幅に増大すると考えられ、これに伴い、地域経済の活性化及び雇用創出が期待できる。	
外務省設置法第4条第13項	一定基準を満たす者に対しては、短期滞在に係る数次査証を発給している。	d		中国人に対しては、一定基準を満たす日系企業関係者、IT関係者等に対し1年又は3年有効の短期滞在数次査証を現地限りで発給する措置をとっている。		zA100020	外務省 警察庁	一定の条件を満たす中国人に対し数年有効マルチビザの発給	5063	5063A002	1	長崎県	2	一定の条件を満たす中国人に対し数年有効マルチビザの発給	所得や海外渡航実績等、一定の条件を満たす中国人全てに対して数年有効のマルチビザ発給を認めてもらいたい。	現在、中国人に対する数年有効のマルチビザの発給については、株式会社市場上場企業等の管理職等によりビジネス数次査証が発給されているところであるが、発給実績が少ない状況にある。 また、中国から日本へのビザについては、親族の訪問、業務等の目的でしか個人ビザが発給されず、その範囲が狭いのが実情である。 今後、不法滞在を生じさせることなしに中国人訪日観光客の増加を図るため、一定の条件を付してそれを満たす中国人すべてに対して数年有効のマルチビザ発給を認め、この者については、個人での訪日も可能とする。	中国人に対し数年有効のマルチビザを発給し、個人での訪日観光を可能とすることにより、観光客が大幅に増加すると考えられ、これに伴い、地域経済の活性化及び雇用創出が期待できる。	
外務省設置法第4条第13項、出入国管理及び難民認定法第6条第1項	韓国に対しては本年3月1日より9月30日まで短期滞在査証免除を実施している。台湾住民に対しては本年3月11日から9月25日まで短期滞在査証免除を実施している。	b	及び	韓国・台湾に対する短期滞在査証免除については、現在実施されている期間限定査証免除の実施結果等を踏まえて総合的に検討する考えである。		zA100021	外務省 警察庁 法務省	韓国及び台湾居住者に対する短期滞在査証の免除	5063	5063A003	1	長崎県	3	韓国及び台湾居住者に対する短期滞在査証の免除	韓国及び台湾居住者に対しては、「愛・地球博」期間中に限定して短期滞在査証が免除されているが、「愛・地球博」終了後も引き続き免除措置を実施してもらいたい。	韓国及び台湾居住者の訪日観光客数は、第1位、2位を占めており、両国・地域居住者の訪日を促進するため、現在、「愛・地球博」期間中に限定している短期滞在査証の免除を、「愛・地球博」終了後も引き続き実施する。	韓国及び台湾居住者に対する短期滞在査証の免除を行うことにより、訪日観光客がさらに増加することが考えられ、これに伴い、地域経済の活性化及び雇用の創出が期待できる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
外務省設置法第4条第13項	団体観光の査証発給日数は、原則5労働日である。	C		中国国民訪日団体観光については、標準処理期間を5日としているが、本年7月25日から査証発給対象地域を中国全土に拡大することとなり、今後、新規拡大地域からの査証申請の増大が予想されることもあり、現時点で右期間を3日以内に短縮することは困難である。訪日団体観光査証の発給に係る手続の迅速化については、今後の実施状況の推移を見つつ、検討していきたい。		zA100022	外務省	中国に対する訪日団体観光査証の発給に係る審査期間の短縮化	5080	5080A001	1	大阪府	1	中国に対する訪日団体観光査証の発給に係る審査期間の短縮化	査証発給の審査期間を3日以内に短縮する。	中国に対する訪日団体観光査証の発給業務の迅速化を図り、中国からの観光客誘致を一層促進する。	中国国民訪日団体観光が日本を旅行先の観光することは多いが、他国に比べ、訪日団体観光査証の発給審査期間が長いとされている。請求書で申請し、3日未満で発給する国もあるが、日本の場合は郵送でも土日を除き1日以上必要。審査が開始される前日には到着までに1週間程度かかる場合があり、かつ、月曜日に申請しても実際に査証を手にするのが遅くなる。このことは、中国からの旅行客にとって日本を旅行する際の大きな課題となっており、他国との競争力向上の観点から、他国と同等の水準に引き上げることが望ましい。他国と同等の水準に引き上げることが望ましい。他国と同等の水準に引き上げることが望ましい。他国と同等の水準に引き上げることが望ましい。		
		C		外務省においては、事務機器の借入れ等は既に国庫債務負担行為により複数年契約を実施している。		zA100023	全省庁	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	5088	5088A001	1	社団法人リース事業協会	1	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。 地方自治体とのリース契約(長期継続契約)に際して、地方自治体から付される契約解除条件を削除等すること。			現在、各官庁がOA機器や車両を購入する際には、複数年度の費用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスクを負っている。地方自治体法改正により、リース契約は長期継続契約の対象となっているが、一部の自治体ではリース契約後に「翌年度以降において購入費出費等の増額金額について、減額又は削減があった場合は、契約を解除する。」趣旨の条項が付けられることがある。この条項により、リース会社には解約リスクが残る一方、地方自治体は解約を前提としないファイナンス・リースのメリットを享受することになり、衡平を欠く。	
平成13年12月17日付平成13・12・14中庁第2号及び平成16年3月経済産業省よりの「債権譲渡禁止特約の解除範囲拡大の御依頼」	契約書に記載の債権譲渡の禁止条項に、必要に応じて債権譲渡禁止特約のただし書きを設けている。	C		無制限な債権の譲渡は、国の債務権利関係を複雑化し(債主が特定できなくなる)、過剰な負担を生じせしめる可能性があるが、外務省としては、全省庁で統一的な対応がされるのであれば、検討可能。		zA100024	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5088	5088A034	1	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各官庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各官庁の対応が異なり、統一的かつ早急な対応を求める。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
会計関係法令に規定されている以外に、クレジットカード決済による支払いを規制する規則や運用は無い。	クレジットカードによる決済は行っていない。	C		個々の支出における公私の区別、支出の管理の徹底、カードの紛失やカード情報流出の危険性、さらに途上国などにおけるカード利用の限界等に鑑み、クレジットカードの利用を一律に導入することは困難。		zA100025	外務省	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A001	1	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	1	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払を行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前記要望に対し別途より「コーポレートカードによる決済を行った場合、会計機関として、個々の具体的な支払について事前に適否を判断し、予算執行管理を行うことが困難となる等の問題がある。また、他省庁と異なり、当該においては、在外公館に資金管理に責任を有する出納官を配置しており、クレジットカードを利用することなく、新任地において適切な支払いを行うことが可能である。損失の発生、一部課外種での利用の悪用等を踏まえれば、各在外公館が直接現地業務等に対して支払いを行うことが会計事務の安定性、透明性に資する。」との御意見をいただいた。予算執行管理の困難性の問題については、多くの他省庁が実施していることを見れば、問題はないと考える。また、在外公館のみならず、国内での支出に関してもクレジットカード支払を導入して頂きたい。	